



## すまい給付金に関する「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務 申請に必要な図書

適用する住宅性能	申請書類の種類	部数
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書（様式1）</li> <li>・委任状（代理者が申請手続きをおこなう場合）</li> <li>・設計内容説明書</li> <li>・付近見取り図</li> <li>・配置図</li> </ul>	1部

※上記以外に、次のいずれかの適用する住宅性能を満たす根拠となる資料が必要となります。

省エネルギー性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱等性能等級4を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、計算書など</li> <li>もしくは</li> <li>・一次エネルギー消費量等級4以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、計算書、各種設備に関する証明書類、webプログラム出力票など</li> </ul>	1部
耐久性・可変性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図など</li> <li>・維持管理対策等級（専用配管）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、基礎伏図、設備図など</li> <li>・維持管理対策等級（共用配管）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、基礎伏図、設備図など（一戸建ての場合は不要）</li> <li>・躯体天井高2、5m以上、住戸専用部の構造躯体の柱等がないことがわかる資料 平面図、矩計図、構造図、計算書など（一戸建て、併用住宅の場合は不要）</li> </ul>	1部
耐震性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図、壁量計算図、壁量等計算書、構造計算書など</li> <li>もしくは</li> <li>・免震建築物であることを満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、伏図、構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料など</li> </ul>	1部
バリアフリー性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、UB詳細図など</li> <li>・高齢者等配慮対策等級（共用部分）3以上を満たす根拠となる資料 仕様書（仕上げ表含む）、平面図、立面図、矩計図、階段詳細図など</li> </ul>	1部

※ 証明書（贈与税の非課税措置に関する住宅性能証明書等）で、該当する基準への適合が確認できるものを活用する場合は、「共通」欄の書類のみ（設計内容説明書も不要）となります。

※申請書類を最寄りの各支店に送付する際には、連絡先（電話番号・メールアドレス等）を明記したものを添付して下さい。